

議 会 全 員 協 議 会 次 第

日 時 令和 6 年 8 月 16 日 (金) 午前 9 時 30 分

場 所 清川村庁舎 4 階 住民センター集会室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

- (1) 清川村地域防災計画の改定について (総務課)
- (2) 清川村国民健康保険条例の改正について (税務住民課)
- (3) 清川村簡易水道事業特別会計及び清川村下水道事業特別会計の令和 5 年度決算について (環境上下水道課)
- (4) 旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室の活用について (村づくり観光課)
- (5) 茶業振興に向けた地域おこし協力隊の募集について (建設農林課)
- (6) 令和 6 年度 9 月補正予算 (案) について (政策推進課)
- (7) その他

4 閉 会

議会全員協議会資料

清川村地域防災 計画の改定について

令和6年8月16日（金）

総 務 課

議会全員協議会資料

清川村国民健康保険 条例の改正について

令和6年8月16日（金）

税務住民課

清川村国民健康保険条例の一部改正について

1. 被保険者証の廃止について

【改正の趣旨・内容】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正され、令和6年12月2日を施行期日として、被保険者証が廃止されることに伴い、被保険者証の交付及び返還に係る規定が削除されることから、清川村国民健康保険条例についても所要の措置を講ずるため一部改正を行うものです。

2. 急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予について

【改正の趣旨・内容】

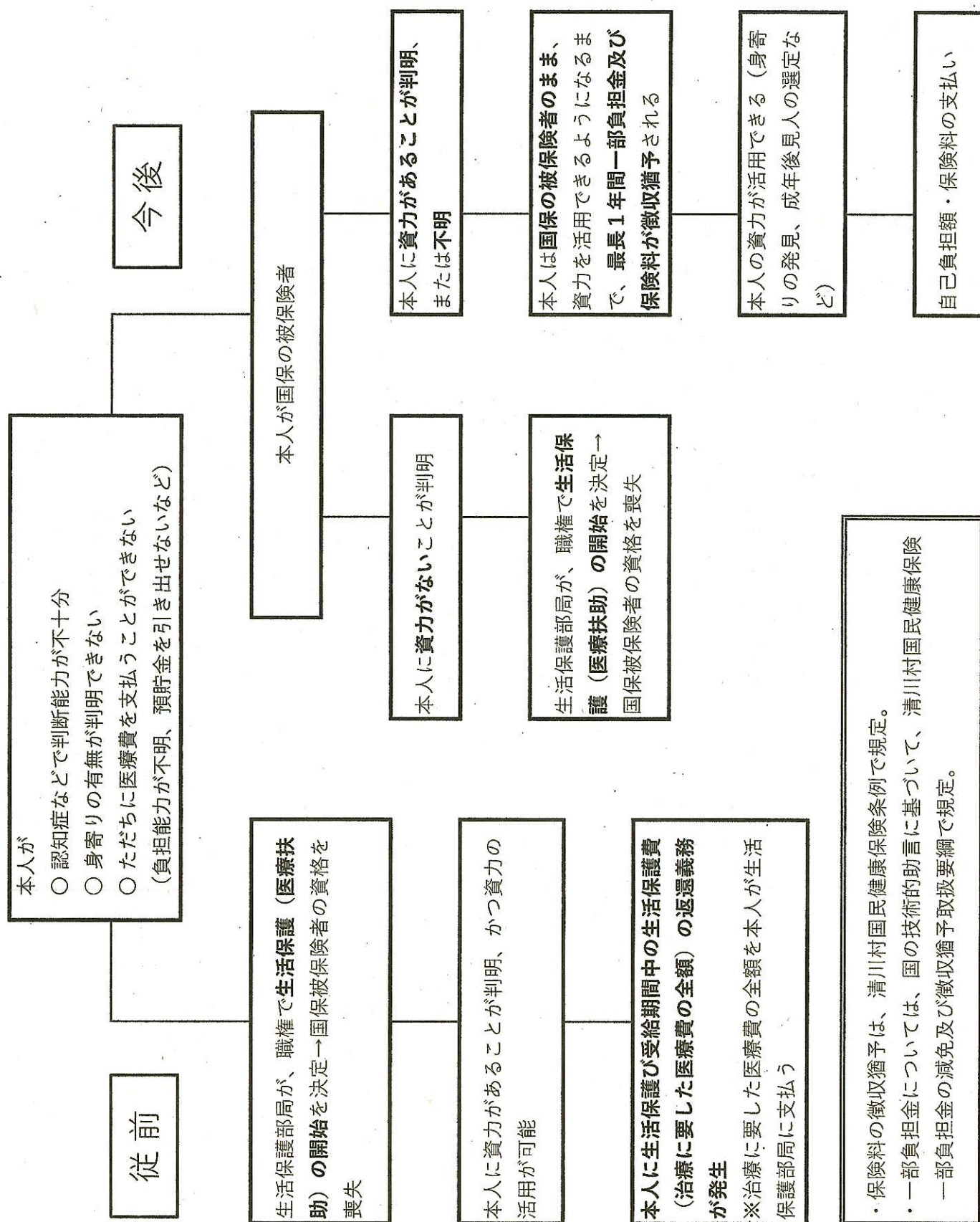
今般、各都道府県または市区町村の生活保護部局において、認知症などで判断能力が不十分であったり、身寄りの有無が判明できない被保険者が急患等として、医療機関を受診した場合、医療費の負担能力があるか否か不明であるなど、直ちに医療費を支払うことができない場合において、職権で生活保護の開始を決定し、本人に代わり生活保護部局が医療機関に医療費の支払いをすることがあります。

この決定後、当該者に資力があることが判明した場合、生活保護の廃止を行うとともに、当該者に対して治療等に要した医療費の全額を生活保護部局から返還請求する事案が生じていることを踏まえ、こうした事案の発生を未然に防止するため、急患等として医療機関を受診した被保険者に係る一部負担金及び保険料について、必要に応じて徴収猶予を活用できるよう「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱いについて（技術的助言）」が一部改正され、令和6年7月4日付、厚生労働省保険局長通知に基づき、清川村国民健康保険条例についても所要の措置を講ずるため一部改正を行うものです。

3. 施行期日

令和6年12月2日

2. 急患等の被保険者に係る一部負担金及び保険料の徴収猶予について【参考資料】



議会全員協議会資料

清川村簡易水道事業特別会計
及び清川村下水道事業特別会計
の令和5年度決算について

令和6年8月16日（金）

環境上下水道課

清川村簡易水道事業特別会計及び 清川村下水道事業特別会計の令和5年度決算について

1 打切決算について

官公庁会計の予算は、地方自治法第235条の5の規定に基づき、出納閉鎖日を翌年度の5月31日と定められていますが、地方公営企業法（以下「法」という。）を適用する際は、法施行令第4条第1項の規定に基づき、法を適用する日の前日をもって会計年度を終了させる「打切決算」を行います。

簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の令和5年度決算においては、令和6年4月1日から法を適用したため、前日である3月31日をもって出納を閉鎖した「打切決算」となっています。

このため、打切時点の3月31日における未収金・未払金は、令和5年度決算額には含まれず、歳入歳出決算事項別明細書の収入未済額又は不用額に含まれることになります。

2 決算書について

打切決算に当たり、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計の令和5年度決算は、ともに歳入と歳出に差引残額が生じているため、当該超過額について公営企業の特別会計（以下「公営企業会計」という。）に引き継ぐ旨を表示します。

3 法適用日の前における未収金及び未払金について

打切決算において、法適用日の前日に属する会計年度（令和5年度）以前において発生した債権又は債務に係る未収金、未払金に係る収入及び支出は、特別の措置を取らない限り、打切決算の歳入又は歳出として決算されず、また、新予算となる令和6年度の公営企業会計における3条予算（収益的収支）又は4条予算（資本的収支）にも計上されず決算されることもありません。

しかし、これらの収入及び支出も何らかの形で決算する必要があるため、法施行令第4条第4項の規定に基づき、令和6年度の公営企業会計予算において、「特例的収入及び支出」として別条を設けて処理しています。【令和6年度のみの特例的処理となります。】

令和6年度清川村簡易水道事業会計予算

（特例的収入及び支出）

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 778 千円及び 52,161 千円である。

令和6年度清川村公共水道事業会計予算

（特例的収入及び支出）

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ 315 千円及び 28,409 千円である。

また、令和6年度の公営企業会計予算の作成時と法適用日である4月1日時点では、公営企業会計に引き継ぐ未収金と未払金の額に相違が出てきていることから、次のとおり9月定例会において補正予算を上程する予定です。

なお、未払金となったものは、全て5月31日までに支払済みとなっています。

令和6年度清川村簡易水道事業会計補正予算（第1号）【案】
（特例的収入及び支出の補正）
第3条 予算第4条の2中「778千円及び52,161千円」を「711千円及び48,278千円」に改める。
○未収金の主な内訳
・水道使用料（711,637円）
○未払金の主な内訳
・簡易水道事業会計地方公営企業法適用業務委託料（16,260,000円）
・村道谷戸線配水管布設工事代（3,960,000円）
・清水ヶ丘地区第5回配水管更新工事代（21,260,000円）
令和6年度清川村公共水道事業会計補正予算（第1号）【案】
（特例的収入及び支出の補正）
第3条 予算第4条の2中「315千円及び28,409千円」を「650千円及び23,123千円」に改める。
○未収金の主な内訳
・下水道使用料（650,703円）
○未払金の主な内訳
・下水道事業会計地方公営企業法適用業務委託料（10,672,200円）
・3月分下水道施設運転管理業務委託料（3,272,500円）
・清川下水浄化センター給水ポンプユニット交換工事代（3,740,000円）

4 予算の繰越等に関する措置

（1）継続費について

令和5年度の特別会計における継続費と令和6年度の公営企業会計における継続費は、いずれも根拠規定が地方自治法第212条で同一のものとなるため、そのまま公営企業会計に引き継がれることとなります。

⇒ 簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計ともに令和5年度から令和6年度にまたがる継続費の設定があり、いずれも公営企業会計へ引き継がれます。

（2）債務負担行為について

継続費の場合と同様に地方自治法第214条を根拠規定としており、令和5年度の特別会計においてなされた債務負担行為の効果は、そのまま公営企業会計に引き継がれることとなります。

⇒ 簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計ともに債務負担行為の設定はありません。（引き継ぎはありません。）

(3) 繰越明許費及び事故繰越について

令和5年度の特別会計において繰越明許費（建設改良に係るものに限る。）及び事故繰越として翌年度に繰り越すこととしたものについては、法施行令第4条第5項の規定に基づき、令和6年度に限り使用することができます。

⇒ 簡易水道事業特別会計・下水道事業特別会計ともに令和6年度への予算の繰越はありません。

【参考】

○地方公営企業法施行令

- 第4条 地方公共団体の経営する地方公営企業以外の企業について法の規定の全部若しくは財務規定等を適用することとなった場合又は地方公営企業について法の規定を適用することとなった場合においては、その適用の日の属する事業年度は、法第19条の規定にかかわらず、法の適用の日から始まり、同日の属する地方公共団体の会計年度の末日に終わるものとし、法の適用の日の前日に属する会計年度は、地方自治法第208条第1項の規定にかかわらず、同日をもって終了し、当該会計年度の決算は従前の例によって行うものとする。ただし、法の適用の日の前日に属する会計年度の歳入が当該会計年度の歳出に不足するときは、これを歳入不足額として決算に計上するものとする。
- 2 前項ただし書きの場合において、地方自治法第235条の3第1項の規定による一時の借入金があるときは、法第29条第2項ただし書きの規定の例によって借り換えることができる。
- 3 前項の規定により借り換えた借入金は、法の適用の日の事業年度内に償還しなければならない。ただし、借入金をもって償還するようなことをしてはならない。
- 4 第1項の場合において、法適用の日の属する会計年度以前の会計年度に発生した債権又は債務に係る未収金又は未払金は、法の適用の日の属する事業年度に属する債権又は債務として整理するものとする。
- 5 第1項の場合において、法の適用の日の前日の属する会計年度の歳出予算の経費の金額のうち地方自治法第213条第1項又は第220条第3項ただし書きの規定により翌年度に繰り越して使用することとしたもの（同法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することとしたものにあつては、地方公営企業の建設又は改良に要するものに限る。）は、法の適用の日の属する事業年度において使用することができる。
- 6 第1項の場合において、法の適用の日前に地方自治法第96条第1項第6号から第8条まで及び第237条第2項又は第3項の規定に基づきその取得又は処分について議会の議決を得ている資産で法の適用の日の前日までに取得又は処分が終わらなかったものについては、法の適用の日の属する事業年度に限り、法第33条第2項の規定にかかわらず、当該議決に基づき、その取得又は処分することができる。
- 7 第1項の場合において、法の適用の日前の事実に基づく地方公共団体の職員の賠償責任においては、法第34条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○地方自治法 (継続費)

第212条 普通地方公共団体の経費をもって支弁する事件でその履行に数年度を要するものについては、予算の定めるところにより、その経費の総額及び年割額を定め、数年度にわたって支出することができる。

(債務負担行為)

第214条 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、普通地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない。

(出納の閉鎖)

第235条の5 普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

令和5年度決算の状況

〇簡易水道事業特別会計

【歳入】

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	うち未収金額
1 使用料及び 手数料		52,493,000	53,111,027	52,399,390	0	711,637	711,637
	1 使用料	52,413,000	52,995,027	52,283,390	0	711,637	711,637
2 事業収入	2 手数料	80,000	116,000	116,000	0	0	0
		1,342,000	1,342,000	1,342,000	0	0	0
3 財産収入	1 受託工事収入	0	0	0	0	0	0
	2 加入負担金	1,342,000	1,342,000	1,342,000	0	0	0
4 繰入金		4,000	3,146	3,146	0	0	0
	1 財産運用収入	4,000	3,146	3,146	0	0	0
5 繰越金		71,687,000	71,358,813	71,358,813	0	0	0
	1 基金繰入金	51,530,000	51,530,625	51,530,625	0	0	0
6 諸収入	2 他会計繰入金	20,157,000	19,828,188	19,828,188	0	0	0
		44,406,000	44,405,676	44,405,676	0	0	0
7 村債	1 繰越金	44,406,000	44,405,676	44,405,676	0	0	0
		417,000	393,257	393,257	0	0	0
歳入合計	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0	0	0
	2 村預金利子	1,000	951	951	0	0	0
歳入合計	3 雑入	415,000	392,306	392,306	0	0	0
		18,400,000	18,400,000	18,400,000	0	0	0
歳入合計	1 村債	18,400,000	18,400,000	18,400,000	0	0	0
	歳入合計	188,749,000	189,013,919	188,302,282	0	711,637	711,637

○簡易水道事業特別会計

【歳出】

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	うち未払金	備考
1 総務費		69,917,800	42,166,022	0	27,751,778	18,577,945	
	1 総務管理費	69,917,800	42,166,022	0	27,751,778	18,577,945	
2 事業費		82,489,000	50,648,100	0	31,840,900	29,699,620	
	1 給水事業費	82,489,000	50,648,100	0	31,840,900	29,699,620	
3 災害復旧費		5,000	0	0	5,000	0	
	1 簡易水道施設災害復旧費	5,000	0	0	5,000	0	
4 公債費		78,000	77,009	0	991	0	
	1 公債費	78,000	77,009	0	991	0	
5 予備費		36,259,200	0	0	36,259,200	0	
	1 予備費	36,259,200	0	0	36,259,200	0	
歳出合計		188,749,000	92,891,131	0	95,857,869	48,277,565	

歳入歳出差引残額 95,411,151円

なお、この残額は、簡易水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

※特例的収入及び支出の補正

①特例的収入 (R6当初)	778千円	⇒ (補正後)	711千円
②特例的支出 (R6当初)	52,161千円	⇒ (補正後)	48,278千円

令和5年度決算の状況
下水道事業特別会計

【歳入】

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	うち未収金額
1 使用料及び手数料		40,754,000	41,002,783	40,352,080	0	650,703	650,703
	1 使用料	40,708,000	40,936,753	40,286,080	0	650,703	650,703
	2 手数料	46,000	66,000	66,000	0	0	0
2 分担金及び負担金		1,000,000	1,200,000	1,200,000	0	0	0
	1 分担金	1,000,000	1,200,000	1,200,000	0	0	0
3 国庫支出金		92,477,000	92,477,000	92,477,000	0	0	0
	1 国庫補助金	92,477,000	92,477,000	92,477,000	0	0	0
4 繰入金		154,616,000	137,800,000	137,800,000	0	0	0
	1 他会計繰入金	154,616,000	137,800,000	137,800,000	0	0	0
5 繰越金		39,521,000	39,521,118	39,521,118	0	0	0
	1 繰越金	39,521,000	39,521,118	39,521,118	0	0	0
6 諸収入		55,000	54,682	54,682	0	0	0
	1 村預金利子	1,000	577	577	0	0	0
7 村債	2 雑入	54,000	54,105	54,105	0	0	0
		105,100,000	105,100,000	105,100,000	0	0	0
	1 村債	105,100,000	105,100,000	105,100,000	0	0	0
歳入合計		433,523,000	417,155,583	416,504,880	0	650,703	650,703

○下水道事業特別会計

【歳出】

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	うち未払金	備考
1 総務費		158,647,000	118,393,805	0	40,253,195	22,877,631	
	1 総務管理費	158,647,000	118,393,805	0	40,253,195	22,877,631	
2 事業費		185,244,000	184,994,862	0	249,138	244,750	
	1 下水道費	185,244,000	184,994,862	0	249,138	244,750	
3 災害復旧費		5,000	0	0	5,000	0	
	1 下水道施設災害復旧費	5,000	0	0	5,000	0	
4 公債費		84,627,000	84,626,340	0	660	0	
	1 公債費	84,627,000	84,626,340	0	660	0	
5 予備費		5,000,000	0	0	5,000,000	0	
	1 予備費	5,000,000	0	0	5,000,000	0	
歳出合計		433,523,000	388,015,007	0	45,507,993	23,122,381	

歳入歳出差引残額 28,489,873 円

なお、この残額は、公共下水道事業について地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いだ。

※特例的収入及び支出の補正

①特例的収入 (R6 当初) 315 千円 ⇒ (補正後) 650 千円
 ②特例的支出 (R6 当初) 28,409 千円 ⇒ (補正後) 23,123 千円

議会全員協議会資料

旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室の活用について

令和6年8月16日（金）

村づくり観光課

旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室の活用について

- 1 施設名称 旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室
- 2 施設所在地 清川村宮ヶ瀬940番地の5（宮ヶ瀬水の郷第2・3駐車場内）
- 3 経 過

平成11年3月 旧建設省より当該施設の寄附受領

平成18年4月～ 宮ヶ瀬地区村有公共施設と共に、宮ヶ瀬地区公共施設等管理組合を指定管理者に選定し管理開始

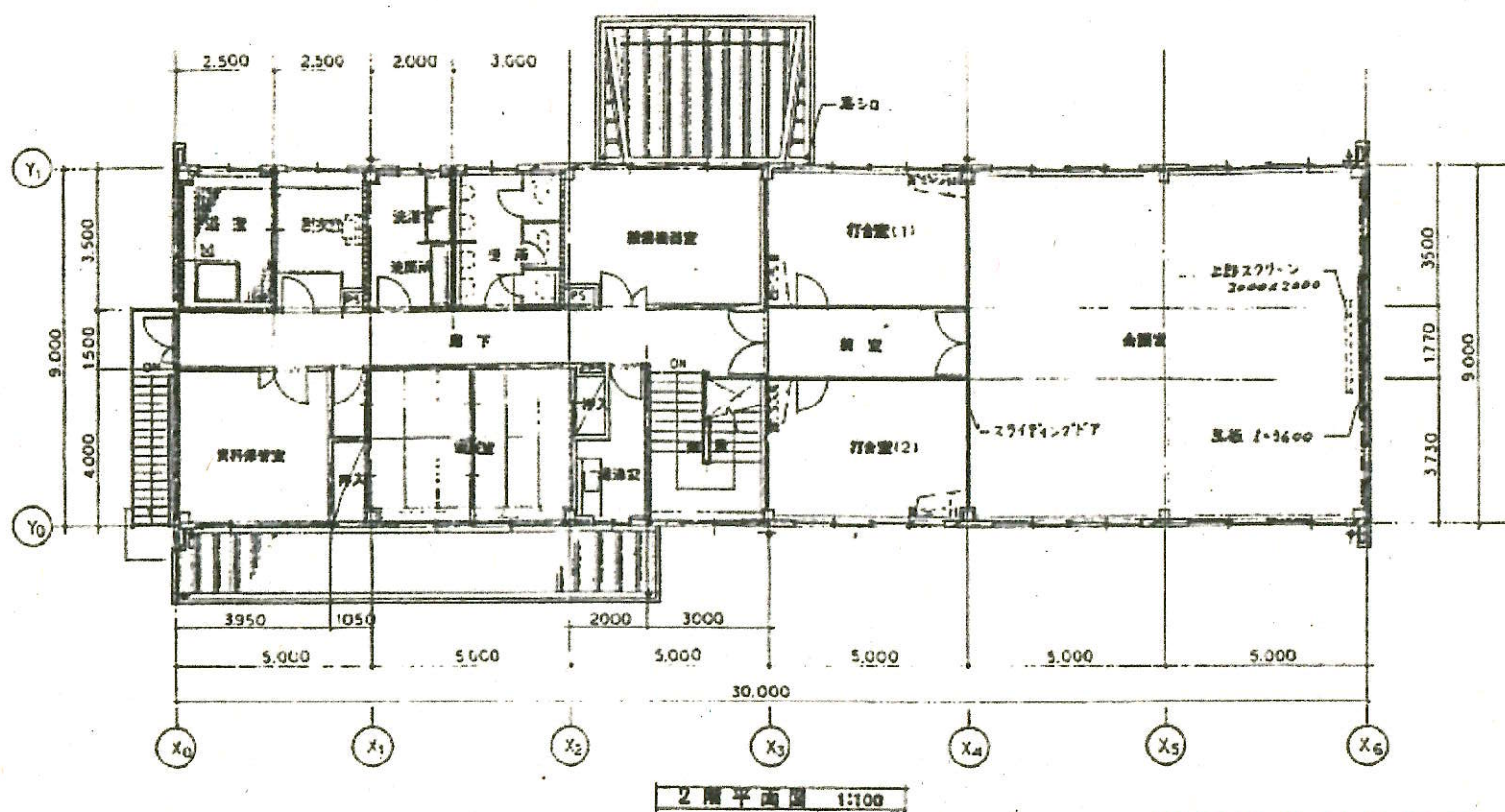
令和3年4月～ 宮ヶ瀬地区村有公共施設と共に、株式会社コーエンを指定管理者に選定し管理開始

令和4年4月～ 施設活用について、宮ヶ瀬水の郷観光協同組合等と調整し、賃貸借者事業者を模索

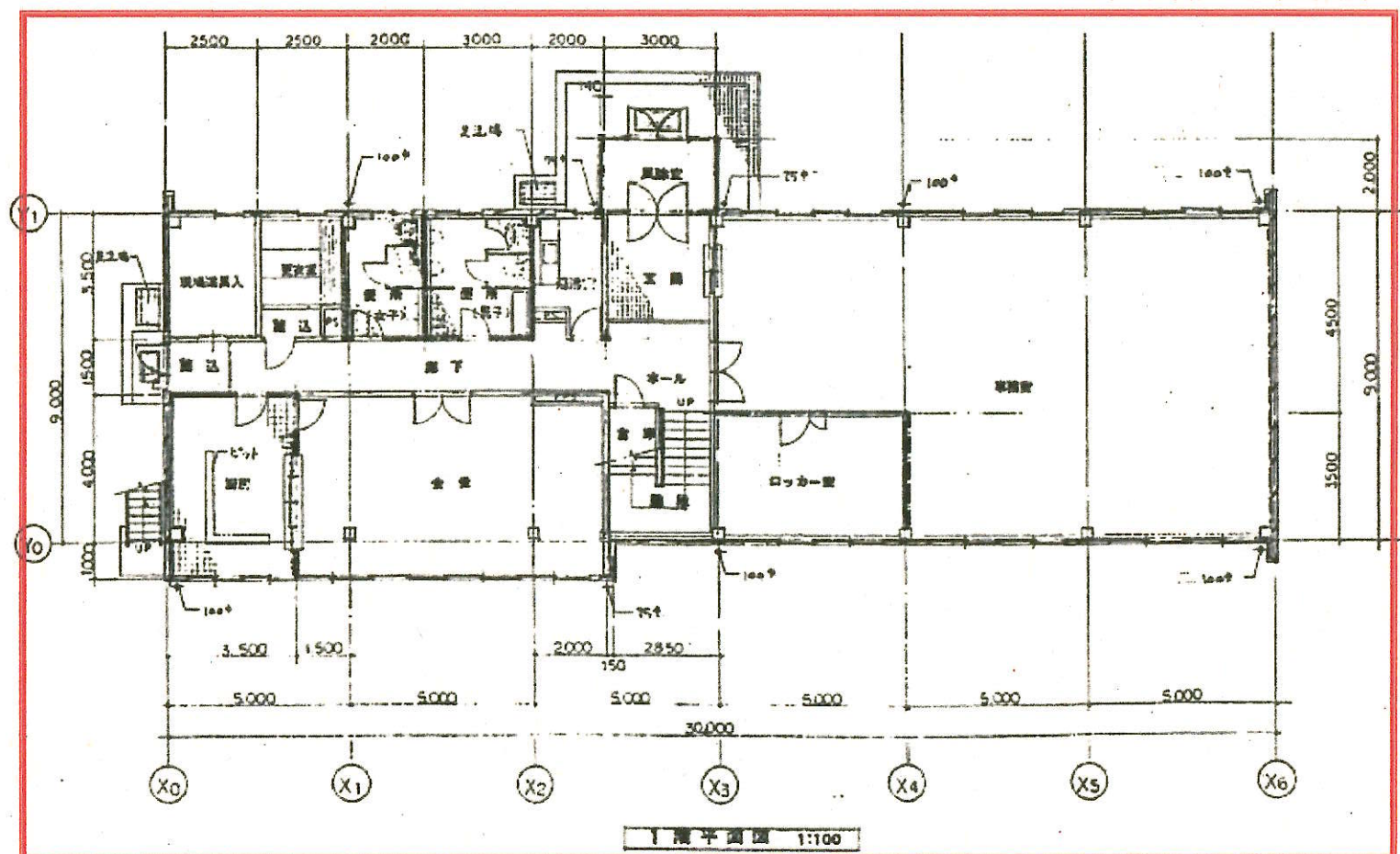
※村の地域資源を活用した地域活性化に関する連携協定を締結した横浜銀行等で活用民間事業者を模索

令和6年6月 ㈱山路フードシステムより、施設活用に伴う提案を受領
- 4 施設概要 建物名称：旧宮ヶ瀬ダム工事事務所分室
構 造：鉄骨造2階建ての1階部分
規 模：558.43㎡
- 5 期 間 契約の日から令和7年3月31日まで
（行政財産目的外使用による年度契約）
- 6 相手方 住 所：大和市中央林間西3丁目6番15号
法人名：株式会社 山路フードシステム
代表者：代表取締役 松井 大輔
【会社概要】
設 立：1974年10月
資 本 金：1,000万円
年 商：約28億円
従業員数：669名（臨時職員含む）
業務概要：仕出し弁当製造・官庁、事業所の食堂運営・
横浜市・座間市・伊勢原市等小中学校給食運営等
- 7 使用目的 加工品製造工場・加工品等販売店舗
・自社飼育鶏の「丹沢滋黒軍鶏」を活用
- 8 提案概要 ○加工品販売店舗開店時には、無料休憩所及び洗面所の一般開放
○加工品販売店舗内に村内地域等の特産品販売スペースを設置し、
村内事業者と連携した観光物産拠点機能を構築
○加工品製造工場で製造する商品については、新たに村ふるさと納
税返礼品として登録予定
○宮ヶ瀬水の郷観光協同組合に加入し、地域活性化に協力

本物件 平面図



※賃貸借対象場所



※賃貸借対象場所の部屋割りについては、平面図の配置とは異なります。

議会全員協議会資料

茶業振興に向けた地域おこし 協力隊の募集について

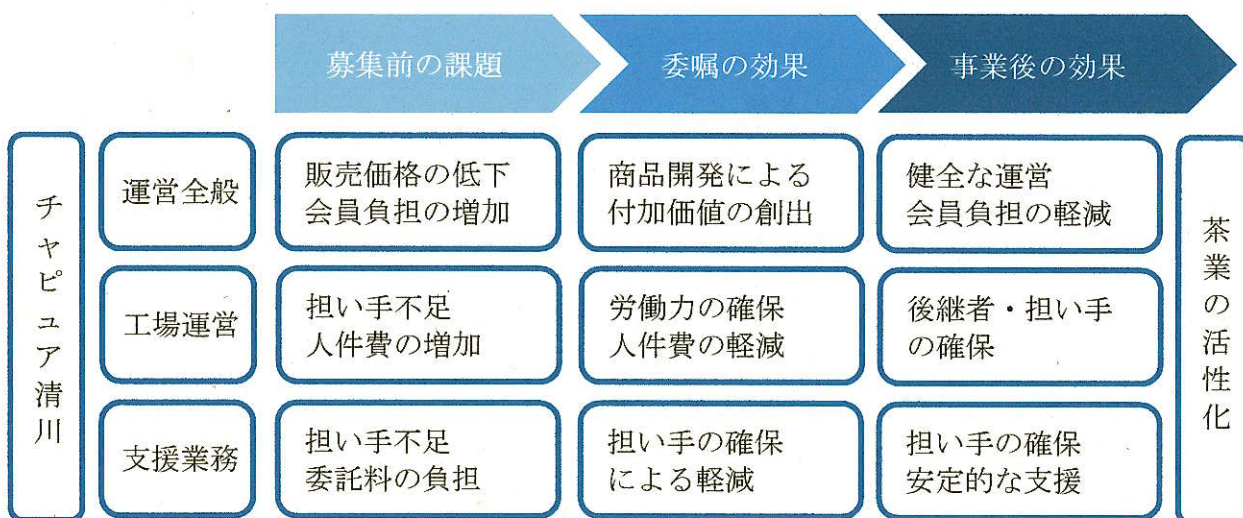
令和6年8月16日（金）

建設農林課

茶業振興に向けた地域おこし協力隊の募集について

1 目的

本村の茶業において、荒茶の販売価格の低下、所有者の高齢化や後継者不足を原因として、茶園の減少が見られます。茶業については、村の基幹産業として長年支援してきたもので、引き続き守っていかなければならないものと位置付けています。なお、茶園は他の作物等へ転換するには多大な費用を要し、また、放置すると鳥獣の住処になるなど、近隣農地等への悪影響が生じる恐れがあり、これらの諸問題を解決し安定した産業とするために地域おこし協力隊を継続的に雇用することとしました。



【第4次清川村総合計画前期基本計画】

基本目標 5 地域特性を活かした魅力とにぎわいのある村づくり

基本方針 農林商工業の振興

基本施策32 基幹産業への支援



2 地域おこし協力隊とは

少子高齢化及び人口減少による地域活力の低下や、集落のコミュニティとしての存続等が懸念されるなか、地域外からの人材を誘致し新たな発想・能力を活用し、地域における活動を通じて、定住や地域力の維持・強化により人口の増加による地域の活性化を図るもの。

3 国の財源補助制度

隊員の募集等に要する経費、隊員の活動等に要する経費が特別交付税の算定対象

- ・ 隊員 1 人あたり年間520万円（報償費等320万円、その他の経費200万円）を上限

4 協力隊の業務について

委嘱期間中は隊員としての報酬が受けられますが、委嘱期間終了後に茶業のみで生計を立てることは困難なことが考えられます。

このことから、茶業の担い手となるための業務を主軸としながら、定住することを見据えた生計を立てるための技術を習得するための業務等を次のとおり事前調整を図りつつ、採用者の意向を踏まえながら検討・実施します。

【募集目的に係る業務】

(1) 茶業の担い手となるための業務

- ・ 工場運営補助及び技術の習得
- ・ 茶園管理補助及び技術の習得
- ・ 休耕等の茶園の調査及び借り受け

【委嘱期間終了後も定住するための業務（起業・就業準備）】

複数の業務の実施も検討しますが、主軸の茶業に支障をきたすことが無いように検討します。

(1) 農業を営むことを希望する場合

- ・ 就農資格の取得（営農実績がない場合）
- ・ 遊休農地等での実践

(2) 茶の 6 次産業化や特産品の創出等、起業を希望する場合

- ・ 相模女子大学と連携した商品開発
- ・ チャピュア清川の工場での試作

(3) 村内で農業以外の就業を希望する場合

- ・ 道の駅「清川」等、村内事業者での事業補助を兼ねた研修

5 募集人数

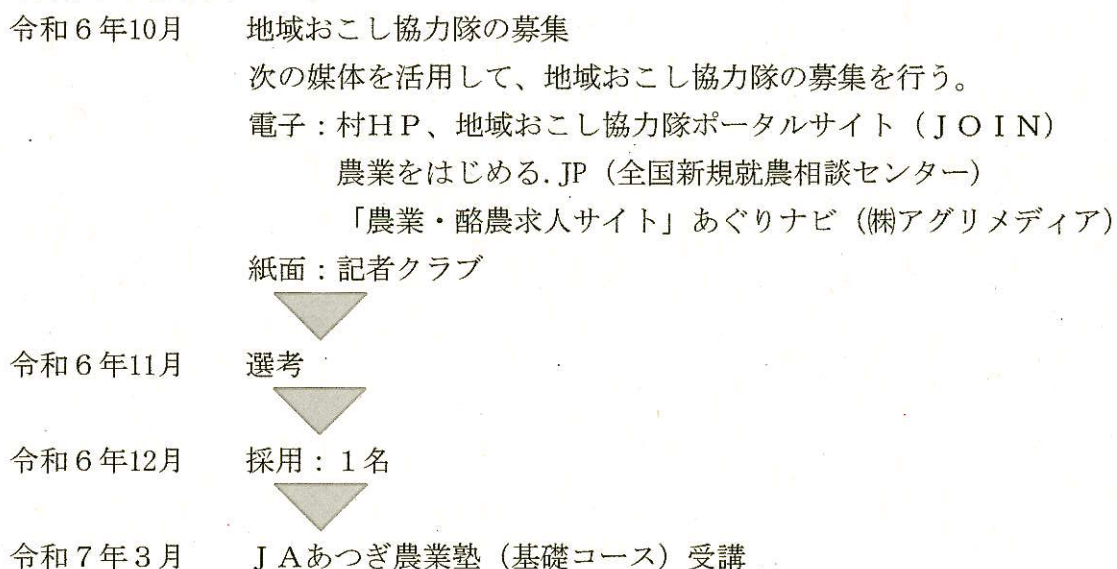
1 名

6 委嘱期間

令和 6 年12月 1 日 （最長 3 年まで期間延長）～

※ 応募状況により変更する可能性があります。

7 採用から委嘱中のスケジュール



【全体スケジュール（予定）】

お茶の摘採については3名1組など複数人の担い手が必要となることから、関係機関と相談しながら目的達成に向けて必要な人数を採用する。

	R 6	R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	R13	R14
隊員A		←		→	-----	-----	-----	-----	-----
隊員B			←	→	-----	-----	-----	-----	-----
隊員C				←	→	-----	-----	-----	-----

←→ 地域おこし協力隊：1名の活動期間は最長で3年間

----- 茶業の担い手：チャピュア清川の工場運営や茶園管理の支援等

議会全員協議会資料

令和6年度9月補正 予算(案)について

令和6年8月16日(金)

政策推進課

1 会計別一覧表

(1) 一般会計及び特別会計

(単位：千円)

会 計 名		補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計		2号	2,632,947	25,556	2,658,503
特 別 会 計	国民健康保険事業	1号	374,341	△3,359	370,982
	介護保険事業	1号	350,929	3,486	354,415
	後期高齢者医療事業	—	93,755	—	93,755
	小 計		819,025	127	819,152
合 計			3,451,972	25,683	3,477,655

(2) 簡易水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	1号	202,287	174	202,461
支 出	1号	242,779	174	242,953

(3) 公共下水道事業会計(企業会計)

(単位：千円)

収 支 区 分	補正号数	補正前の額	補正額	補正後の額
収 入	1号	675,846	△711	675,135
支 出	1号	726,726	△711	726,015

※企業会計は収入と支出が同額にならないため両方記載。

2 一般会計補正予算

○歳入

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 村 税	1,218,362	5,176	1,223,538
2 地方譲与税	24,203	0	24,203
3 利子割交付金	105	0	105
4 配当割交付金	2,230	0	2,230
5 株式等譲渡所得割交付金	2,154	0	2,154
6 法人事業税交付金	9,882	0	9,882
7 地方消費税交付金	65,470	0	65,470
8 ゴルフ場利用税交付金	14,936	0	14,936
9 環境性能割交付金	2,512	0	2,512
10 地方特例交付金	13,813	624	14,437
11 地方交付税	438,391	56,074	494,465
12 交通安全対策特別交付金	450	0	450
13 分担金及び負担金	1,941	0	1,941
14 使用料及び手数料	73,726	0	73,726
15 国庫支出金	148,418	3,066	151,484
16 県支出金	214,402	534	214,936
17 財産収入	15,728	0	15,728
18 寄附金	55,002	0	55,002
19 繰入金	211,934	△70,200	141,734
20 繰越金	41,000	29,582	70,582
21 諸収入	66,288	0	66,288
22 村債	12,000	700	12,700
合 計	2,632,947	25,556	2,658,503

○歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	補正後の額
1 議 会 費	68,847	△144	68,703
2 総 務 費	566,397	15,001	581,398
3 民 生 費	491,144	△1,753	489,391
4 衛 生 費	249,624	△2,879	246,745
5 農林水産業費	150,828	5,368	156,196
6 商 工 費	174,966	△3,785	171,181
7 土 木 費	293,769	9,079	302,848
8 消 防 費	206,213	△854	205,359
9 教 育 費	351,916	△753	351,163
10 災害復旧費	40	0	40
11 公 債 費	64,203	19	64,222
12 予 備 費	15,000	6,257	21,257
合 計	2,632,947	25,556	2,658,503

3 一般会計補正予算の主な内容

○歳入

(単位：千円)

款（歳入名称）	補 正 額	主 な 内 容	所 管 課
村税 （固定資産税）	4,655	評価替えに伴う減額が当初の見込みより少なかったこと及び事業者の設備更新による増額	税務住民課
地方交付税 （普通交付税）	54,478	こども子育て費の創設等に伴い、当初の見込額を上回ったことに伴う増額	政策推進課
地方交付税 （特別交付税）	1,596	新たに茶業活性化を目的とした地域おこし協力隊雇用に伴う増額	政策推進課
繰入金 （財政調整基金繰入金）	△70,200	補正予算に係る財源調整	政策推進課
繰越金 （繰越金）	29,582	前年度からの繰越金の増額	政策推進課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (総務管理事業)	10,328	人事異動等に伴う人件費の増額	総務課
総務費 (地域活性化事業)	1,656	茶園管理者の高齢等による人員不足を補てんするため、地域おこし協力隊を募集し、茶業の担い手の確保を図るための増額	建設農林課
民生費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	△3,990	職員給与等繰入金の減額等に伴う減額	税務住民課
農林水産業費 (森林環境譲与税基金費)	4,049	前年度の森林環境譲与税余剰金の積立に伴う増額	建設農林課
商工費 (商工総務事業)	△5,385	人事異動等に伴う人件費の減額	村づくり 観光課
土木費 (土木一般管理事業)	△3,837	人事異動等に伴う人件費の減額	建設農林課
土木費 (道路新設改良事業)	2,695	村道三浦線の拡幅改良工事に向けた、建物等の補償鑑定に伴う増額	建設農林課
土木費 (道路橋梁維持補修事業)	2,167	村道柿坂大六天線の一部区間の補修工事实施に伴う増額	建設農林課
土木費 (住宅取得支援事業)	6,700	住宅取得奨励金申請件数の増加に伴う増額	村づくり 観光課
予備費	6,257	固定資産税過誤納還付金へ充用したことに伴い、今後の台風や積雪等の自然災害への対応を見据えた増額	政策推進課

4 特別会計補正予算の主な内容

(1) 国民健康保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
繰入金 (一般会計繰入金)	△3,990	出産育児一時金の増額及び人事異動に伴う職員給与等繰入金の減額に伴う減額	税務住民課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般管理事務費)	△4,359	人事異動等に伴う人件費等の減額	税務住民課
保険給付費 (出産育児一時金)	1,000	出産件数増加見込みに伴う増額	税務住民課

(2) 介護保険事業特別会計

○歳入

(単位:千円)

款(歳入名称)	補正額	主な内容	所管課
繰入金 (一般会計繰入金)	△1,372	人事異動等に伴う人件費の減額	子育て健康福祉課
繰入金 (介護保険給付費支払基金繰入金)	3,476	前年度の国庫支出金精算に伴う増額	子育て健康福祉課

○歳出

(単位:千円)

款(事業名)	補正額	主な内容	所管課
総務費 (一般事務費)	△1,372	人事異動等に伴う人件費の減額	子育て健康福祉課
諸支出金 (国庫支出金返納金)	4,202	前年度事業精算に伴う介護給付費負担金返納金の増額	子育て健康福祉課

5 企業会計補正予算の主な内容

(1) 簡易水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(項名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業収入 (営業外収益(他会計補助金))	174	人件費に係る補助金の増額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(項名称)	補正額	主な内容	所管課
簡易水道事業費用 (営業費用・特別損失)	174	人事異動等に伴う人件費の増額	環境上下水道課

(2) 公共下水道事業会計

○収入

(単位:千円)

款(項名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業収入 (営業外収益(他会計補助金))	△711	人件費に係る補助金の減額	環境上下水道課

○支出

(単位:千円)

款(項名称)	補正額	主な内容	所管課
下水道事業費用 (営業費用・特別損失)	△711	人事異動等に伴う人件費の減額	環境上下水道課

企業会計予算の補足説明

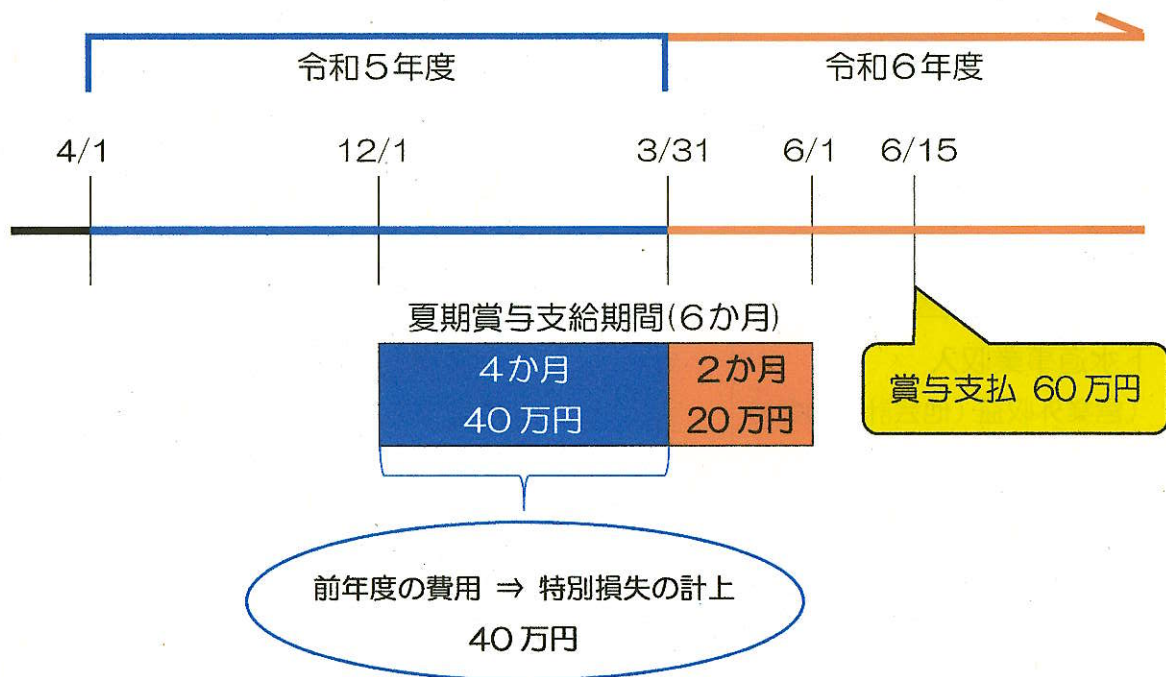
1 特別損失について

特別損失とは、その発生の事実が過去の年度に属すると考えられるもので、当該年度の費用に計上することが不適当であるような費用になります。

9月補正においては、特別損失として計上していた令和5年度に発生していたとみなされる賞与分（期末手当・勤勉手当）と法定福利費分（共済組合負担金）について、人事異動等に伴い補正を行うものとなります。

※ 今回の特別損失（人件費分）は、地方公営企業法適用時に計上されるものであり、令和6年度以降は「引当金」として計上されるものとなります。

○特別損失（人件費分）のイメージ



2 特例的収入及び支出の補正

打ち切り決算の確定に伴い未収金及び未払金にかかる予算を以下のとおり補正します。

	特例的収入		特例的支出	
	当 初	補正後	当 初	補正後
簡易水道事業	778 千円	711 千円	52,161 千円	48,278 千円
公共下水道事業	315 千円	650 千円	28,409 千円	23,123 千円

50th
清川町商工共栄会

きよかわ むら祭

2024 9/22 (日)

記念式典 9:30
10:00~15:00
会場：道の駅第一駐車場

きた道50年、ゆく道 ∞

地域活性化イベント

荒天中止



EVENT SHOP

きよかわむら祭だからその個性豊かな
お店が勢ぞろいします。

清川恵水パークのホルモン焼き・ミラノ風ピザ・焼き鳥
焼きそば・手作りパン・ソーセージ・かき氷・ポップコーン
本格コーヒー・ラーメン・たい焼き・クレープ
美津峯焼(陶芸)も展示販売で盛りだくさん!
秋の三連休の中日は「美味しい・楽しい清川村」で
お待ちしております♪



MAP



STAGE

歌、フラダンス、ギター、太鼓、オカリナ
その他様々なステージが楽しめます♪



出演予定

ケエナアオフラオカブア	ちもんぶいぶい	ラタタップ 太鼓
Studio Discovery	マナカマサ	ジャンベ
カブアアワブヒアウリイ山田	上野友輝(トット)	オカリナ
チーム歌留多		

10時-15時
タノシサハ
トマラナイ

WORKSHOP

大人も夢中になれちゃいます!

1. 加藤量店 畳縁で作る小物
2. 厚木測量 測量体験
3. じじのき工房 木工体験
4. ペンチづくり ワークショップ



はたらく車 TRIAL RIDE

チビっ子憧れの働く車に体験乗車もできます!!



ホイールローダー 高所作業車
バックホー その他たくさんの建設重機

